

リスク評価に係るばく露調査の現状及び課題

厚生労働省では、平成18年3月より「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」を開催し、これまで主流であった化学物質の有害性を評価するハザード評価に加え、ばく露評価を併せて考慮するリスク評価を推進している。

ばく露評価については、ばく露調査結果を基に行われているが、当該調査の現状及び少量化学物質の製造・取扱い作業を把握する上での課題は以下の通りである。

1. ばく露調査の現状

(1) ばく露調査の基本スキーム

平成18年度から開始されたばく露評価に採用された「ばく露調査」は、対象化学物質について、対象事業場から「有害物ばく露作業報告」を求め、当該報告から、労働者の当該化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定する。

次に、当該報告により特定された事業場に対し、「ばく露実態調査」として、健康障害の発生のおそれのある作業等を把握し、これを対象として作業環境の測定等を実施し（団体への委託事業）、この結果を基に、ばく露評価を行う仕組みとなっている。

(2) 有害物ばく露作業報告

有害物ばく露作業報告は、安衛則第95条の6（別紙1）に規定され、厚生労働大臣が定める物質（厚生労働省告示に規定（別紙2））を製造し、又は取扱った作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気、又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、所定の様式（リーフレット）に基づき、報告書を所轄労働基準監督署に提出することが義務付けられている。

その際の対象事業者は、同厚労省告示において1年間に個々の報告対象物を0.5トン以上製造し、又は取扱った事業者とされ、これら事業場において、労働者を報告対象物のガス、蒸気、粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させた場合には、報告が必要となっている。

なお、当該報告制度は、平成17年5月の「労働者の健康防止に係るリスク評価検討会」における検討を経て、上記のとおりとなったものである（別紙3）。

(3) ばく露実態調査

ばく露実態調査は、国が委託事業（平成18～20年度：中央労働災害防止協会が受託）として実施しており、当該化学物質の取扱い作業等のうち、労働者に対するばく露レベルが高いと推定される代表的な作業を有する作業場を対象に、作業環境の空気中の濃度の測定、又は個人ばく露濃度の測定を実施している。

作業環境の測定は、作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）に規定する測定方法に準じたA測定及びB測定を行っている。

2. 少量製造・取扱い作業の把握における課題

現行のばく露評価は、製造・取扱いが500kg以上の事業場からの有害物ばく露作業報告を受け、当該事業場に対してばく露実態調査等を行い、これを基にばく露評価を行う仕組みとなっているため、少量製造・取扱い作業を把握する上で、以下の問題が生じている。

(1) 取扱いが通常500kg以下であるような化学物質（希少金属等）の場合にあつては、当該物質を取扱う事業場の把握が困難となる。

この場合、当該物質のリスク評価は中断されることとなる（有害性評価のみ実施される）。

(2) 取扱いが通常500kg以下の特殊な取扱い（医療機関等におけるホルムアルデヒドの使用等）がある場合にあつては、これら当該取扱いの把握が困難となる。

この場合、当該取扱いのリスク評価がなされず、健康障害防止措置の導入ができなかったり、適正な措置とならない恐れがある。

(3) 取扱いが通常500kg以下の中小企業の事業場が多い場合にあつては、これら当該取扱いの把握が困難となる。

この場合、当該取扱いのリスク評価が一部の大企業の事業場を対象にされ、適正な健康障害防止措置の導入ができない恐れがある。

(4) 上記の他、取扱い量が事業場によってまちまち（取扱量が数キロ～数十トンの事業場があるケース）な場合にあつては、報告のあつた500kg以上の事業場のみを対象とするばく露実態調査となる。

この場合、調査サンプル数の不足や比較的規模の大きい事業場を対象とした偏ったリスク評価となり、健康障害防止措置の導入が不要と判断されたり、適切な措置とならない恐れがある。

(別紙 1)

○労働安全衛生規則

(昭和四十七年九月三十日)
(労働省令第三十二号)

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、労働安全衛生規則を次のように定める。

労働安全衛生規則 (抜粋)

(有害物ばく露作業報告)

第九十五条の六 事業者は、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で厚生労働大臣が定めるものを製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させたときは、厚生労働大臣の定めるところにより、当該物のばく露の防止に関し必要な事項について、様式第二十一号の七による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

(平一八厚労令一・追加)

(参考)

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について

基発第 0224003 号
平成 18 年 2 月 24 日

都道府県労働局長殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について

(抜粋)

19 有害物ばく露作業報告（第 95 条の 6 関係）

労働者の化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定し、健康障害の発生のおそれがある作業等を把握して、リスクが特に高い作業等についてはリスクの程度に応じた適正な健康障害防止対策が図られるようにするため、事業者が、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物（以下「ばく露作業報告対象物」という。）を製造し、又は取り扱う作業場において、労働者を当該物のガス、蒸気又は粉じん（以下「ガス等」という。）にばく露するおそれのある作業（以下「ばく露作業」という。）に従事させたときには、事業者は、厚生労働大臣が別途定めるところにより、労働者が従事した作業の種類、事業場における換気設備の設置状況等のばく露防止に関し必要な事項について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

(1) ばく露作業報告対象物

ばく露作業報告対象物は、原則として法第 57 条の 2 の通知対象物の中から別途厚生労働大臣が定めるものであること。

(2) 対象作業

ばく露作業報告対象物のガス等にばく露するおそれのある作業とは、ばく露作業報告対象物を製造し、又は取り扱う作業場において、ガス等の発散源に係る作業又はその近傍での作業であって、労働者が発散源からのガス等にばく露するおそれのあるものをいうものであること。

なお、ばく露作業報告対象物が密閉式の構造の設備で取り扱われており、又は隔離室での遠隔操作の作業等労働者が当該物のガス等にばく露するおそれがないと考えられる場合は、報告する必要はないこと。

(3) 事業場の範囲

報告は事業場単位で行うものであること。

報告を行う事業場の範囲は、昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 91 号「労働安全衛生法の施行について」の第 2 の 3 における事業場の範囲と同一であること。

労働者が建設現場等の事業場外において一定の期間塗装作業等に従事する場合の建設業における事業場の適用については、昭和 63 年 9 月 16 日付け基発第 601 号の 2「建設業における労働基準法の適用単位について」を参照すること。

(4) 有害物ばく露作業報告書（様式第 21 号の 7 関係）

有害物ばく露作業報告書は、ばく露作業報告対象物ごとに作成するものであること。また、ばく露作業の種類を記載する場合における、「ガス等の発散源の近傍での作業」の種類を記載する際は、発散源に係る作業と同一の作業として取り扱うものとする。

なお、作業の種類が多岐にわたり記載しきれないときは、続紙を使用すること。

(5) その他

有害物ばく露作業報告は、一定期間におけるばく露報告対象物の製造又は消費量が一定以上の事業場ごとに行うこととしているが、これらの範囲、有害物ばく露作業報告を行う時期等については、別途厚生労働大臣が定めるところによるものであること。

(以上)

(別紙 2)

○労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(平成十八年二月十六日)

(厚生労働省告示第二十五号)

労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第九十五条の六の規定に基づき、労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際現に労働者を第一条各号に掲げる物のガス、蒸気又は粉じんにはく露するおそれのある作業に従事させている場合における同令第九十五条の六の規定による報告書の提出については、第二条中「その年の前年四月一日からその年の三月三十一日までの間」とあるのは「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」と、「その年の六月三十日まで」とあるのは「平成十八年八月三十一日まで」とする。

労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等

(労働安全衛生規則第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物)

第一条 労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)第九十五条の六に規定する厚生労働大臣が定める物は、次の表の上欄に掲げる物及び同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物(同欄に掲げる物の含有量が同表の下欄に定める値である物を除く。以下同じ。)とする。

物	含有量 (重量パーセント)
アルファ・アルファージクロトルエン	○・一パーセント未満
イソプレン	○・一パーセント未満
ウレタン 二・三ーエポキシプロピルフェニルエーテル	○・一パーセント未満
オルトーアニシジン	○・一パーセント未満
オルトーニトロアニソール	○・一パーセント未満
オルトーニトロトルエン	○・一パーセント未満
二ークロロー一・三ーブタジエン	○・一パーセント未満
四ークロロー二ーメチルアニリン及びその塩酸塩	○・一パーセント未満
コバルト化合物(塩化コバルト及び硫酸コバルトに限る。)	○・一パーセント未満
酸化プロピレン	○・一パーセント未満
ジアゾメタン	○・一パーセント未満
二・四ージアミノアニソール	○・一パーセント未満
四・四'ージアミノジフェニルエーテル	○・一パーセント未満
四・四'ージアミノジフェニルスルフィド	○・一パーセント未満
四・四'ージアミノー三・三'ージメチルジフェニルメタン	○・一パーセント未満
二・四ージアミノトルエン	○・一パーセント未満
一・四ージクロロー二ーブテン	○・一パーセント未満
二・四ージニトロトルエン	○・一パーセント未満
一・二ージブromoエタン(別名 EDB)	○・一パーセント未満
一・二ージブromoー三ークロロプロパン	○・一パーセント未満
ジメチルカルバモイルクロリド	○・一パーセント未満
N・Nージメチルニトロソアミン	○・一パーセント未満
ジメチルヒドラジン	○・一パーセント未満
一・四・七・八ーテトラアミノアントラキノン(別名ジスパーズブルー一)	○・一パーセント未満
Nー(一・一・二・二ーテトラクロロエチルチオ)ー一・二・三・六ーテトラヒドロフタルイミド(別名キャプタフォル)	○・一パーセント未満
五ーニトロアセナフテン	○・一パーセント未満
二ーニトロプロパン	○・一パーセント未満

パラフェニルアゾアニリン	○・一パーセント未満
ヒドラジン	○・一パーセント未満
フェニルヒドラジン	○・一パーセント未満
一・三プロパンスルトン	○・一パーセント未満
プロピレンイミン	○・一パーセント未満
ヘキサクロロベンゼン	○・一パーセント未満
ヘキサメチルホスホリックトリアミド	○・一パーセント未満
ベンゾ [a] アントラセン	○・一パーセント未満
ベンゾ [a] ピレン	○・一パーセント未満
ベンゾ [e] フルオラセン	○・一パーセント未満
メタンスルホン酸メチル	○・一パーセント未満
二メチルー四(二トリルアゾ)アニリン	○・一パーセント未満
四・四' ーメチレンジアニリン	○・一パーセント未満
二メトキシー五メチルアニリン	○・一パーセント未満
りん化インジウム	○・一パーセント未満
りん酸トリス(二・三ジブロモプロピル)	一パーセント未満
	○・一パーセント未満

(平一九厚労告一一・全改、平一九厚労告三七三・一部改正)

(有害物ばく露作業報告の対象及び期日)

第二条 事業者は、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に一の事業場において製造し、又は取り扱った前条の表の上欄に掲げる物の量(同欄に掲げる物を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱った場合における当該製剤その他の物に含有される同欄に掲げる物の量を含む。)が五百キログラム以上となったときは、平成二十年三月三十一日までに、安衛則第九十五条の六の規定による報告書の提出を行わなければならない。

(平一九厚労告一一・平一九厚労告三七三・一部改正)

改正文 (平成一九年三月三〇日厚生労働省告示第一一一号) 抄
平成十九年四月一日から適用する。

改正文 (平成一九年一月五日厚生労働省告示第三七三号) 抄
平成二十年一月一日から適用する。

(別紙3)

労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書(平成17年5月)

(抜粋)

第1 国が行う化学物質等による労働者の健康障害防止に係るリスク評価について

1～3 (略)

4 ばく露評価

(1) ばく露評価の手順 (略)

(2) 調査対象物質及び取扱い作業等の優先順位付けのための分類 (略)

(3) 作業環境の測定の対象とする作業の把握

ア ばく露データの収集

(ア) 選定した化学物質等の取扱い作業等に関する文献、災害事例等に係るばく露関係のデータ

(イ) 作業内容や物理化学的性状が類似した化学物質等に係るばく露関係データ

(ウ) 一般環境に関して把握されている関連するデータがある場合には当該データ

イ ばく露レベルが高いと想定される作業等の把握

選定された化学物質等を取り扱っている作業を把握する。さらに、当該作業のうち換気設備等の作業環境の状況からばく露レベルが高いと想定される作業を選定する。

ウ ばく露を推定するモデルによる算定

選定された化学物質等の取扱い作業等について、既存のばく露を推定するモデル(以下「ばく露モデル」という。)を用いて、作業環境における空気中の濃度又はばく露濃度を算定する。

(4) ばく露レベルの把握

ア 作業環境の測定等の実施

ばく露モデルによる空気中の濃度等の算定から、当該化学物質の取扱い作業等のうち、労働者に対するばく露レベルが高いと推定される代表的な作業を有する事業場を対象に、作業環境の空気中の濃度の測定又は個人ばく露濃度の測定を実施する。

作業環境の測定を実施する場合には、作業環境測定基準(昭和51年労働省告示第46号)に規定する測定方法に準じたA測定及びB測定を行う。

イ ばく露モデルによる算定結果の活用

作業環境の空気中の濃度の測定又は個人ばく露濃度の測定により空気中の濃度等を得ることが困難な場合には、ばく露モデルにより算定した値を参考に、ばく露レベルの把握を行う。

(中略)

第3 ばく露関係情報の届出について

1 趣旨

あり方検討会報告書においては、国によるリスク評価を可能とするためには、事業場におけるばく露関係情報の把握が必要とされ、このためには、事業場における労働者の作業内容、作業従事労働者数、密閉系で使用する等の作業環境等のばく露関係情報を収集、提供する仕組みが必要であるとしている。

また、平成16年12月27日、労働政策審議会から厚生労働大臣に対して「今後の労働安全衛生対策について」建議が行われた。このなかで、「国はリスク評価のための情報収集を目的に、事業場における労働者の作業内容、従事労働者数、密閉系での使用等のばく露関係情報を収集する仕組みを整えること。」とされている。

このため、ばく露関係情報の届出の義務を課する際の事業者の要件、届け出るべき項目等について検討した。

2 ばく露関係情報の把握の目的及びその現状と課題

(1) 目的

ばく露関係情報を収集する主要な目的は、事業場から提出された作業内容、作業環境の状況等のばく露関係情報から判断して、労働者の化学物質へのばく露の程度やその広がりを推定し、健康障害の発生のおそれのある作業等を事前に把握し、必要に応じて関係事業場の指導、支援等を行うこと、次に、これらの作業等のうち有害性やばく露レベルが高く健康障害のおそれがあると想定されるものについて、ばく露関係情報を分析のうえ、ばく露評価による定量的なリスクの判定を行い、必要な場合には国として健康障害防止措置を講ずることである。

(2) 現状及び課題

事業場で製造し、又は使用されている未規制化学物質に係るばく露関係情報については、法令に特段の規定がないことから、調査等を行わない限りこれを把握することは困難である。

一方、アンケート調査、ヒアリング等により対象事業場を把握し、ばく露関係情報を得る方法のうち、アンケート調査等は対象事業場が把握できる場合に実施が可能であり、未規制物質の使用状況が未知の場合は調査そのものの実施が困難である。

また、仮に対象事業場を把握できたとしても、協力の得られる事業場のみの回答となるおそれがあり、健康障害のおそれのある作業等の状況を十分に把握することができなくなる。

一方、国によるリスク評価では統計的な代表性を担保するために無作為に抽出されたデータに基づいて実施することが重要であるが、これらの無作為性を損なわないためには、測定データを任意に抽出することができる仕組みを整える必要がある。

3 届出の対象物質等

(1) 届出の対象物質

安衛法第57条の2の通知対象物は、労働者に健康障害を生ずるおそれのあるものとして譲渡等に際して有害性等の情報の提供が義務付けられている物質であること、事業者はMSDSにより有害性や取扱い物質の成分を知ることができ、従って、届出の対象物質に該当するか否かを判断することができること等を勘案すると、通知対象物を届出の対象とする必要がある。ただし、特化則等の特別規則において規制している一定の物質を除く。

(2) 混合物の取扱い

譲渡等を行う物質が、通知対象物を重量の1%を超えて含む場合には、MSDS交付の対象となる。一方、GHSでは、発がん性物質等以外のものについては1%以上含有するもの、区分1の発がん性物質等については0.1%以上含有するものを対象としている。したがって、届出を義務付ける対象物質についても、MSDSの交付の基準がGHSに沿って改正された場合には、同様な含有率の物を対象とすることが適当である。

4 事業者等の要件

(1) 事業者

届出の対象となる物質を取り扱うすべての事業者に対して、届出の義務を課することが望ましいが、国が行うリスク評価は、ばく露レベルが高くリスクが高いと想定される作業等を対

象としている。このため、届出の義務を課す事業者としては、ばく露レベルが高いと想定される作業等で、届出対象物質を一定量以上取り扱っている者に限定することは合理的と考えられる。

(2) 事業場

安衛法では、事業場における安全衛生管理は、事業場単位で実施することとされ、また、同法に基づく各種の報告は原則として事業場単位となっていることから、事業者は、ばく露関係情報の届出を事業場別に行うことが合理的である。

ア 規模

(ア) 労働者数が一定規模以上の安全衛生管理体制の整っている事業場を調査対象とすることにより、確実な情報を把握することができる。しかしながら、総務省「平成13年事業所・企業統計調査」によると、10人未満の事業場は8割以上を占めることから、対象事業場を安全衛生推進者等の選任義務のある労働者10人以上の規模の事業場に限定した場合には、小零細規模の事業場が相当数が対象から除外される可能性がある。

一方、労働者数を限定せず、届出対象の事業場を取扱量のみで限定する場合には、小零細規模の事業場が対象になる可能性があり、当該事業者の負担が多くなる可能性も考えられる。しかしながら、届出の対象となる化学物質は、有害性の高いものを対象としていることから、これらの有害物を一定量以上取り扱っており、ばく露防止対策が十分でない場合には、労働者への健康障害の可能性が考えられる。このため、規模にかかわらず事業者の健康障害防止対策に対する自主的な取り組みを促進すること等のためにも届出を義務付けることは必要と考えられる。

(イ) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「PRTTR法」という。)では、「小規模の事業者については、PRTTRの継続的な実施に必要な事務体制の整備が困難であること、事業者における化学物質の取扱量が一般的に少ないこと等の事情から、PRTTR法に基づく排出量等の把握及び届出義務を課すことが事業者に人的・経済的に過重な負担となったり、円滑な義務履行が困難」(今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について(第二次答申))として、従業員数21人以上としている。

(ウ) 当届出制度は事業場の作業の現状を届け出るのみであり、PRTTR法と異なり、人的・経済的に過度な負担となるおそれは少ないと考えられること、また、上記(ア)の理由をも併せると、対象事業場の規模は考慮しないことが適当と考えられる。

イ 業種等

化学物質は種々の業種において取り扱われ、また、化学物質による健康障害は業種にかかわらず発生しているので、国によるリスク評価はばく露のおそれのある作業について業種にかかわらず実施することが望ましい。

通知対象物は有害業務のある製造業等の業種において多く使用されている場合が多いこと、国が行うばく露評価は取扱量等が多い等のばく露レベルが高いと想定される作業について実施されるものであることを勘案すると、届出義務の対象となる主要な業種としては、化学物質の使用実態を踏まえて労働衛生上有害な業務がある第一種衛生管理者を選任しなければならない業種等一定の業種が主要な対象になるものと考えられる。

ウ 取扱量

対象事業場は、下記の(ア)の結果からみて、(イ)の要件に該当する事業場とすることが適当である。

(ア) PRTTR調査結果

平成12年と平成13年に経済産業省及び環境省において実施された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるPRTTR対象物質の取扱い等に関する調査について」(以下「PRTTR調査」という。)の調査結果から次のことがわかる。

a PRTTR対象物質を1年間に1トン以上取り扱っている事業所が、取扱い総量のほとんどすべてを占めていること。

b 1トン以上取り扱っている事業所は、調査対象事業所の約6割を占めること。

c 調査結果から、0.5トン以上の取扱い事業所まで拡大して推計すると、PRTTR対象物質を0.5トン以上取り扱う事業所は、全体の約8割程度を占めるようになる

こと。

d 調査結果から、P R T R 対象物質を取り扱う事業所の数は、その取扱量が少なくなるほど少なくなると推定することができること。

(イ) 取扱量の要件

以上のことから、届出の義務付けの対象とする事業場としては、通知対象物を取り扱っている事業場の大半を把握できるようにすること、一定量以上の取扱量のある事業場が含まれるようにすること等の条件を満たすためには、次のとおりとすることが適当である。

a 対象となる物質又は当該対象となる物質を重量の 1 % を超えて含有する製剤その他の物を取り扱っている事業場であること。

b 個々の通知対象物の 1 年間の取扱量が 0. 5 トン以上であること。なお、多種類の混合物を取り扱っている場合には、それぞれの混合物中の個々の通知対象物の含有量を、個々に合計したものが 0. 5 トン以上であること。

5 届出項目及びその必要性

届出を行う項目は、事業場の名称、所在地等の基本的な情報の他、ばく露レベルを把握するために次の項目が必要である。

(1) 取り扱う化学物質等の名称

取り扱う化学物質等の名称は、報告の対象物質名及び当該対象物を重量の 1 % を超えて含有する製剤その他の物の名称とする。

(2) 用途

ばく露の状況を推定するための情報として、原材料として使用されるのか、溶剤として使用されるのか等の基本的な情報として使用目的を知る必要がある。

(3) 化学物質の性状

取り扱う物質が、揮発性や発じん性が高い場合には、作業場の空気中の濃度が高くなる可能性が高いことから、どのような性状で取り扱われているか、ばく露評価を実施する際の情報として必要なものである。

(4) 取扱量及び対象労働者

取扱量が多い開放系等の作業においては、一般的に空気中の濃度も高く、したがってばく露レベルが高くなることから取扱量は必要な情報である。

また、ばく露労働者の範囲を把握することにより、その広がり把握することが可能となる。なお、取扱量については、製造者にあつては製造量を、使用者にあつては消費量等とすることが適切である。一定の要件のもとでは消費量は、購入量で代替することは可能である。

届出の対象となる労働者は、対象物質の取扱い作業から発散する有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所において行われる作業に従事している労働者及び当該場所に近接している場所においてばく露を受けるおそれのある労働者とするのが適当と考えられる。

(5) 換気設備等の設置状況等

労働者のばく露の程度は、密閉系又は開放系のいずれの工程で化学物質が取り扱われている作業に従事しているかに大きく影響される。また、開放系の工程等で取り扱われている場合には、使用している換気設備の設置状況がばく露レベルに影響するので必要な情報である。

(6) 対象作業

届出の対象となる作業は、ばく露を受けるおそれのある作業とする。したがって、密閉系の工程における作業等のばく露をうけるおそれのない作業は除かれる。

(7) 取扱い時の温度等

高温の物質を取り扱っている場合には、ばく露の可能性が高くなることから、物質の取扱い時の温度を知る必要がある。

(8) 作業時間

有害物にばく露すると考えられる範囲内の場所等において作業等に従事している時間が、ばく露を受ける時間と想定されることから、作業時間はばく露時間を知るために必要な情報である。

(9) その他

提出事項の記載の方法等については、事業者に対する負担と当該義務を課すことによる効

果に留意する必要がある。このため、届出様式については作業を類型化、分類し、これを選択できるような方式等について配慮するものとする。

- 6 届出の仕組みについて
届出の仕組みの例として、別紙の方法を示す。

別紙

ばく露関係情報の届出の仕組み（例）

1 届出の対象物質

- (1) 届出の対象となる物質は、労働安全衛生法第57条の2第1項において、労働者に健康障害を生ずるおそれのある物として、政令で定めている物（通知対象物）のうち、厚生労働大臣が指定するもの。ただし、特化則等の特別規則において規制している一定の物を除く。
- (2) 通知対象物又は通知対象物を重量の1%を超えて含有するもの。

2 届出対象物質名の公表

- (1) 届出対象物質名の公表
国は、届出の対象となる化学物質の名称及び時期を定期的に公表することとする。
- (2) 届出の期間等
届出の対象となる物質名が公表された後、一定期間内に所定の様式に必要事項を記載し、所轄労働基準監督署に届け出るものとする。ただし、同一物質に関して定期的に届け出る必要はない。

3 対象事業者の範囲

- (1) 事業者
届出対象物質にばく露するおそれのある作業を行っている事業者
第一種衛生管理者を選任すべき業種等一定の業種が主要な対象
- (2) 規模
すべての規模の事業場
- (3) 範囲
届出の対象となる化学物質を、前年度の1年間に0.5トン以上製造又は消費等した事業場

4 届出項目

- (1) 事業場の名称等
事業場の名称、事業の種類、所在地、労働者数
- (2) ばく露関係情報
- ・化学物質の名称
 - ・化学物質を含有する製剤等の名称
 - ・含有率
 - ・製造量又は消費量等
 - ・用途
 - ・ばく露を受ける作業の内容
 - ・ばく露を受ける労働者数
 - ・取り扱う化学物質の性状
 - ・取扱い時の化学物質の温度
 - ・換気設備の設置状況
 - ・保護具の使用状況

・作業時間

5 ばく露関係情報の取扱い

- (1) 国によるリスク評価、ばく露評価での活用、またリスク評価後、リスクありと判定された場合の講ずべき措置の検討資料として活用
- (2) 必要に応じて、指導、支援、関連情報の提供

6 事業場における届出の手順例

対象となる化学物質を製造し、又は使用している事業場が、取扱量を把握するためには、次の方法が考えられる。

- (1) 化学物質を含有している製剤等について台帳等から確認する。
- (2) **MSDS** を用いて届出の対象となる化学物質が含まれていること及びその含有率が1%を超えていることを確認する。
- (3) 前年度の1年間の化学物質の取扱量を、台帳等から把握する。
- (4) 取扱量と **MSDS** から、前年度の調査対象化学物質の合計量が0.5トン以上の場合には、所定の様式により国に届け出る。